

# 上越市中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

## 目的 (第1条)

- ◆中小企業・小規模企業の事業の活性化及び持続的な成長発展を促進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与
  - ①中小企業・小規模企業の役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念、市長、中小企業・小規模企業等の責務及び役割及び施策の基本となる方針を明確化
  - ②中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

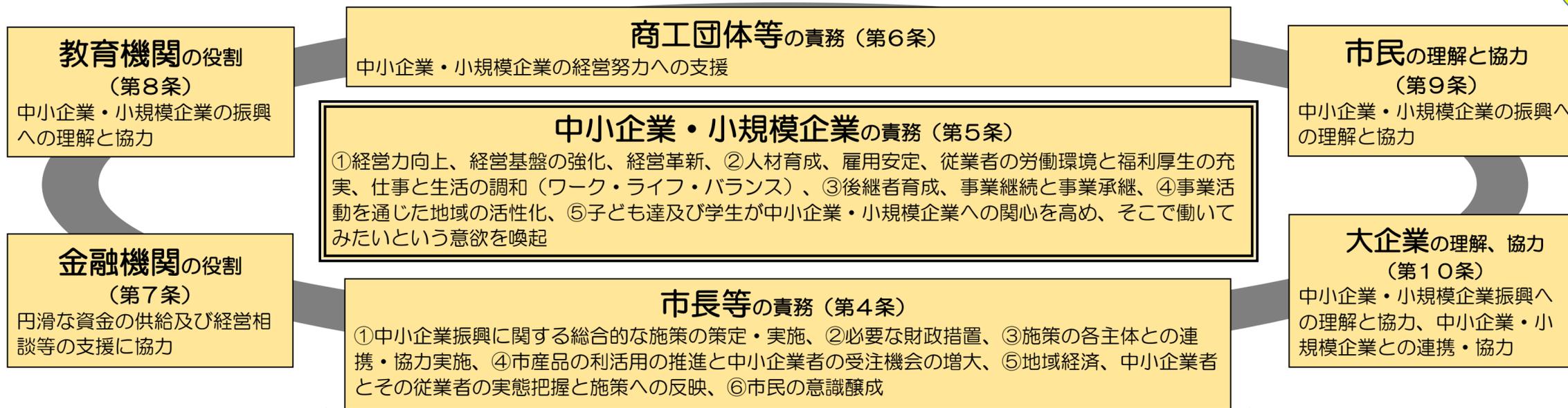
共通

## 基本理念 (第3条)

- ◆中小企業・小規模企業の振興に関する理念（根本的な考え方）を明確化
  - ①中小企業・小規模企業が市民の日々の暮らし及び地域経済を支える重要な存在であるという認識の共有及び共感
  - ②中小企業・小規模企業の自らの努力及び創意工夫による経営力向上の促進
  - ③中小企業・小規模企業、国、新潟県、市、商工団体、大企業、金融機関及び教育機関及び市民の相互連携・協力を促進
  - ④経済的社会的環境の変化に円滑に適応
  - ⑤本市が有する資源を活用
  - ⑥広い市域を有することにより、気候、交通、人口及び事業所の集積状況等の中小企業・小規模企業の事業環境が異なることに配慮

共通

## 各主体の責務・役割等



個別

## 施策の基本方針 (第11条)

- ①中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新の促進
- ②中小企業・小規模企業の創業の促進
- ③中小企業・小規模企業における人材の育成・確保、労働環境・福利厚生の実、従業員の仕事と生活の調和の確保に向けた取組の促進
- ④中小企業・小規模企業の円滑な事業承継の促進
- ⑤中小企業・小規模企業への資金供給の円滑化
- ⑥中小企業・小規模企業による市場及び販路の拡大、新規顧客の獲得、海外における事業展開を促進
- ⑦本市への誘客、物流の増加、消費の誘導促進

市

## 施策の総合計画への登載及び見直し (第12条)

総合計画への施策の登載、評価検証、見直し

## 関係者との協議 (第13条)

中小企業・小規模企業、商工団体等関係者との継続的な協議